

事務連絡
令和8年4月6日

各保育園(所)長様
各認定こども園長様
各地域型保育事業施設長(管理責任者)様
各認可外保育施設長(管理者)様

福岡市こども未来局子育て支援部
指導監査課長

教育・保育施設等における事故の報告等について及び
教育・保育施設における重大事故の再発防止のための事後的な検証と
預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について

平素より、保育行政の円滑な実施にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、こども家庭庁より周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

教育・保育施設等において重大事故が発生した場合については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和7年3月21日付け、こ成安第44号・6教参学第51号)に基づき、運用してきました。

今般、自動車への置き去り事故を報告対象に加え、報告様式の追加及び見直しが行われ、「教育・保育施設等事故報告書(重大事故)」Ver.6では、データベース掲載に対する保護者同意の有無の入力欄が追加になっております。「教育・保育施設等事故報告書(自動車への置き去り事故)」とともに令和8年4月1日からの運用となりますので、今後該当の事例があった場合は、新様式で報告をお願いします。

引き続き保育事故予防のために万全の取組みを実施するとともに、万が一下記にあげるような重大事故や自動車への置き去り事故が発生した場合、指導監査課まで速やかなご報告をお願いいたします。死亡事故等の重大事故が発生した場合は再発防止のため検証を行うこととなりますので、別添5をご確認ください。

また、新年度となる4月は、こどもの新入園や進級、施設・事業所で勤務する職員の入れ替わりなど、教育・保育施設等の環境が大きく変わる時期であること、預かり始めの時期は、環境の変化によるこどものストレスの増加などが懸念されることから、別添6を確認いただき、重大事故を未然に防ぐための取組の徹底をどうぞよろしくお願いいたします。

<報告の対象となる重大事故の範囲>

- 教育・保育施設等事故報告書(重大事故)「VER.6にて
 - ・死亡事故
 - ・意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
 - ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- 教育・保育施設等事故報告書(自動車への置き去り事故)にて
 - ・点呼等による所在確認の不実施による事故
 - ・安全装置の不適切な運用や故障等による事故

<添付文書>

- 別添1 教育・保育施設等における事故の報告等について 【こども家庭庁・文部科学省】
- 別添2 教育・保育施設等事故報告書(重大事故) Ver.6
- 別添3 教育・保育施設等事故報告書(自動車への置き去り事故)
- 別添4 報告ルート
- 別添5 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
【こども家庭庁・文部科学省】
- 別添6 預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について
【こども家庭庁・文部科学省】

【連絡先】

福岡市こども未来局指導監査課
指導第2係 中 中田 上田
電話:711-4262
FAX :733-5718

こ 成 安 第 4 5 号
7 教 参 学 第 5 2 号
令 和 8 年 3 月 3 0 日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市一時預かり事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市病児保育事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童健全育成事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市母子保健主管部(局)長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁成育局母子保健課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村(特別区を含む。以下同じ。)、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号）に基づき、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課され、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）に基づき、既存の教育・保育施設等と同様に子育て世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されている。令和 7 年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業についても、重大事故発生時の報告を求めている。

さらに、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、特定乳児等通園支援事業は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとなった。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 7 年 3 月 21 日付け、こ成安第 44 号・6 教参学第 51 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、自動車への置き去り事故を報告対象に加え、報告様式の追加及び見直しを行い、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 8 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第

95号)及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

また、産後ケア事業については、委託先で事故が発生した場合には委託元の自治体への報告等を行うこと。

このうち、重大事故及び自動車への置き去り事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の2から7までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 特定乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- (6) 延長保育事業
- (7) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (8) 子育て短期支援事業
- (9) 一時預かり事業
- (10) 病児保育事業
- (11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- (12) 子育て世帯訪問支援事業
- (13) 児童育成支援拠点事業
- (14) 認可外保育施設
- (15) 産後ケア事業(重大事故のみ)

3. 報告の対象となる事故の範囲

- (1) 重大事故
 - ア 死亡事故
 - イ 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
 - ウ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- (2) 自動車への置き去り事故

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」という。）の装備が義務付けられている自動車は以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合に報告すること。

ア 点呼等による所在確認の不実施による事故

イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故

4. 報告様式

別添1「教育・保育施設等事故報告書（重大事故）ver.6」及び別添2「教育・保育施設等事故報告書（自動車への置き去り事故）」のとおり。

なお、施設・事業者から報告を受けた自治体は、自治体コメントを記載した上、自治体確認シートの確認を行い、日付、個人名、病院名等の個人情報があれば、削除、黒塗り等により修正すること。

5. 報告期限

国への第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告要領

別添3「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、児童育成支援拠点事業及び産後ケア事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。なお、産後ケア事業の報告に当たっては、「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン（令和8年3月）」を参照すること。

- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）

施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

- (3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

(4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

(5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村に通知すること。

なお、企業主導型保育施設は、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1又は別添2「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線 2966)
・email：anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
・email：youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線 2966)
・email：anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

・ email : toku-sidou@mext.go.jp

ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度。幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

○ こども家庭庁成育局保育政策課（認可外保育施設担当室指導係）

・ TEL : 03-6858-0133

・ email : hoiku.safety-report@cfa.go.jp

※変更になりましたので、御注意ください。

エ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

・ TEL : 03-6861-0303

・ email : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

○ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係

・ TEL : 03-6861-0224

・ email : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp

カ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係

・ TEL : 03-6861-0519

・ email : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp

キ 産後ケア事業

○ こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係

・ TEL : 03-6862-0413

・ email : boshihoken.kakari@cfa.go.jp

ク その他、事故の報告等の制度全般

○ こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係

・ TEL : 03-6858-0183

・ email : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

(2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1又は別添2「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。なお、3（1）及び（2）に該当しない消費者事故等の場合も、消費者安全法第12条第2項に基づく国への報告が必要となる場合は、消費者庁消費者安全課に報告を行うこと。報告に当たっては、「社会福祉施設等の利用に係る

消費者事故等の通知について（再周知）」を参照のこと。

第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。

○ 消費者庁消費者安全課

・ TEL : 03-3507-9201

・ email : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」
中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

【問合せ先】

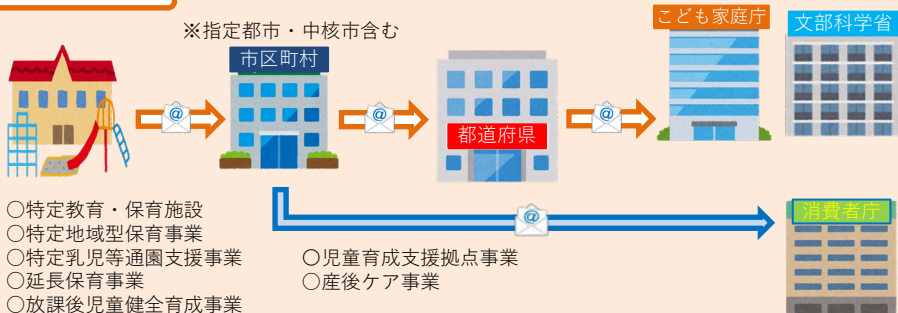
- **事故の報告全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）及び特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
TEL：03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL：03-6734-2966
- **特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び一時預
かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL：03-6858-0078
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL：03-6858-0048
- **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL：03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支
援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL：03-6861-0224
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL：03-6858-0056
- **子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事
業）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL：03-6861-0519
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL：03-6858-0133
- **産後ケア事業に関すること**
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
TEL：03-6862-0413

① 第1報：原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

② 第2報：原則1か月以内程度 等

施設等区分①

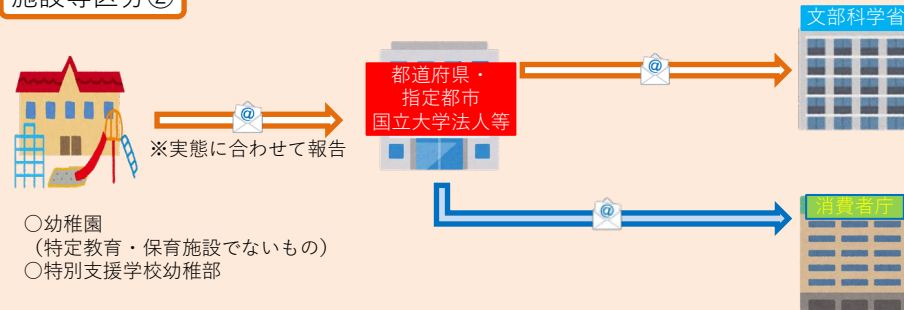
※指定都市・中核市含む



- 特定教育・保育施設
- 特定地域型保育事業
- 特定乳児等通園支援事業
- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て援助活動支援事業

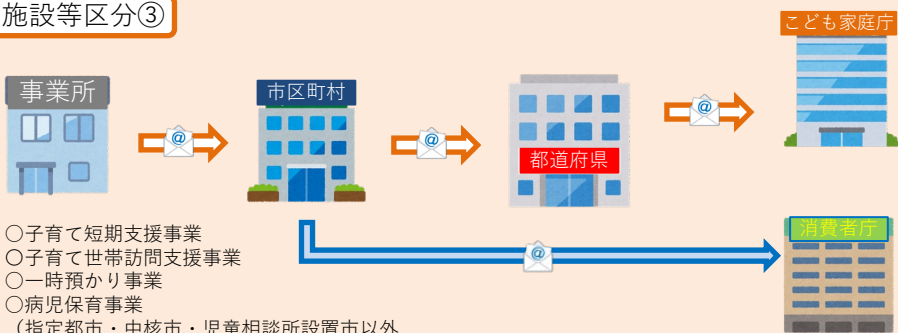
- 児童育成支援拠点事業
- 産後ケア事業

施設等区分②



- 幼稚園
(特定教育・保育施設でないもの)
- 特別支援学校幼稚園

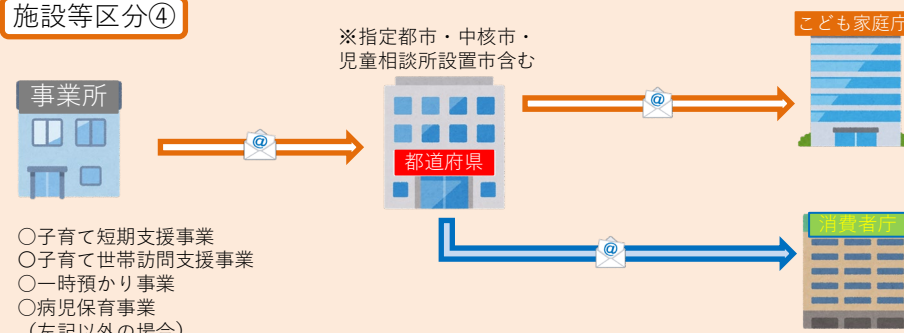
施設等区分③



- 子育て短期支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
(指定都市・中核市・児童相談所設置市以外の市区町村から委託等をされた場合)

施設等区分④

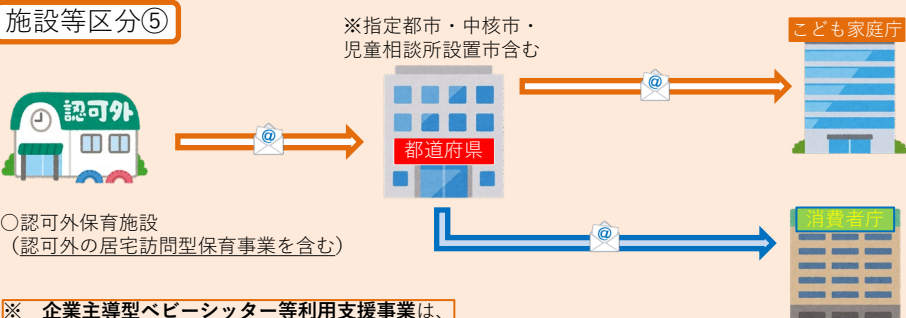
※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む



- 子育て短期支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
(左記以外の場合)

施設等区分⑤

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む

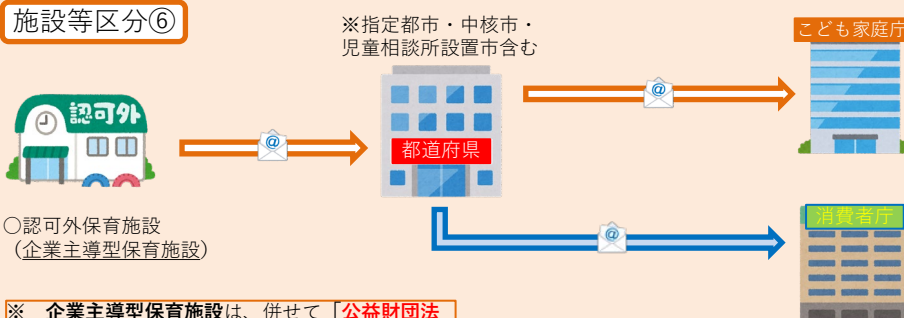


- 認可外保育施設
(認可外の居宅訪問型保育事業を含む)

※ 企業主導型ベビーシッター等利用支援事業は、併せて「全国保育サービス協会」に通知すること。

施設等区分⑥

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む



- 認可外保育施設
(企業主導型保育施設)

※ 企業主導型保育施設は、併せて「公益財団法人児童育成協会」に通知すること。

こ 成 安 第 4 6 号
7 教 参 学 第 5 3 号
令 和 8 年 3 月 3 0 日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市一時預かり事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市病児保育事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童健全育成事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業担当課長
各都道府県・指定都市・中核市母子保健主管部(局)長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁成育局母子保健課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合に、市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

このことを踏まえ、第16回子ども・子育て会議(平成26年6月30日開催)において、行政による再発防止に関する取組の在り方等について検討すべきとされた。

これを受け、平成26年9月8日、「教育・保育施設等における重大事故の再発

防止策に関する検討会」が設置され、平成 27 年 12 月に重大事故の発生防止のための今後の取組みについて最終取りまとめが行われた。

この取りまとめでは、死亡事故等の重大事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であることから、地方自治体において検証を実施するよう提言を受けた。

この取りまとめを踏まえ、地方自治体が行う死亡事故等の重大事故の検証の参考となるよう、検証を実施する際の基本的な考え方、検証の進め方等について整理した通知を発出し、平成 28 年 4 月 1 日から運用を開始したものであり、現在は令和 7 年 3 月 21 日に発出した「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（こ成安第 45 号・6 教参学第 52 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用している。

今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行により、令和 8 年度から、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が子ども・子育て支援法に基づく新たな給付と位置付けられることとなった。このため、特定乳児等通園支援事業所におけるこどもの死亡事故等の重大事故については、引き続き検証の対象とすることをお願いし、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村（特別区を含む）、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 8 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

第 1 基本的な考え方

1 目的

検証は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「教育・保育施設等」という。）におけるこどもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

(1) 検証の実施主体

行政による児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）に基づく認可権限、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく確認権限等を踏まえ、死亡事故等の重大事故の検証の実施主体については、「認可外保育施設」及び「認可外の居宅訪問型保育事業」における事故に関しては都道府県（指定都市、中核市を含む。）とし、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」、「特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」及び「地域子ども・子育て支援事業」における事故に関しては市町村とする。

(2) 都道府県と市町村の連携

市町村が検証を実施する場合には、都道府県が支援を行う。

また、都道府県が検証を実施する場合、市町村は協力することとし、検証の実施は、都道府県と市町村が連携して行うものとする。

なお、都道府県が行う市町村に対する支援の例として、

- ① 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業の検証を行うこととなる都道府県において、あらかじめ検証組織の委員候補者として適当な有識者（例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）等）をリストアップしておき、市町村が実際に検証組織を設ける際に、必要に応じ、当該リストの有識者から都道府県が委員を紹介すること
- ② 都道府県内における検証事例の蓄積を行い、実際に検証を行う際に技術的援助を行うこと
- ③ 定期的に行っている認可権に基づく指導監査の状況についての情報提供や、当該権限を根拠とした当該事故についての資料収集、事実確認への協力を行うこと
- ④ 検証組織について、必要に応じ、オブザーバー参加や共同事務局となるなどの協力を検討すること
- ⑤ これらを円滑に進めるため、都道府県と市町村の間で、市町村が集まる会議や個別の市町村との連絡会議などにおいて、あらかじめ協議をすること

などが考えられる。

3 検証の対象範囲

(1) 死亡事故

- ※ 乳幼児突然死症候群（SIDS）や死因不明とされた事例も、事故発生時の状況等について検証する。
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
 - ※ 意識不明の原因が病気であると判明したものを除く。
- (3) 死亡事故、意識不明事故以外の重大事故で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事故
 - ※ 都道府県又は市町村が検証を実施しない事故や、いわゆるヒヤリ・ハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。

4 検証組織及び検証委員の構成

(1) 検証組織

都道府県又は市町村における死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行う。

(2) 検証委員の構成

検証組織の委員については、教育・保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある有識者とする。例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）等が考えられる。

また、検証委員会における検証に当たっては、必要に応じて関係者の参加を求める。

5 検証委員会の開催

(1) 死亡事故については、事故発生後速やかに検証委員会を開催する。

また、死亡事故以外の重大事故については、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合、複数例を合わせて検証委員会を開催することも考えられる。

なお、検証については、事故発生の実態把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にする。

(2) 検証を行うに当たって、関係者から事例に関する情報の提供を求めるとともにヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。

この情報を基に、関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに、発生原因の分析等を行う。

あわせて、調査結果に基づき、事故発生前・発生時の状況や発生後の対

応等に係る課題を明らかにし、再発防止のために必要な改善策を検討する。

また、プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることも考えられる。

公開又は非公開の範囲については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。

関係者へのヒアリングのみ非公開とするなど、「一部非公開」等の取扱いも考えられる。

なお、調査や検証を行う立場にある者に対し、これらの業務に当たって知り得たことについて、業務終了後も含み守秘義務を課すことに留意する。

- (3) 検証を行うに当たっては、保護者やこどもの心情に十分配慮しながら行う。

6 報告等

- (1) 検証委員会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県又は市町村に報告する。

- (2) 都道府県又は市町村は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、原則として、検証委員会から提出された報告書を公表することとし、国へも報告書を提出する。

あわせて、速やかに報告書の提言を踏まえた具体的な措置を講じ、各施設・事業者等に対しても具体的な措置を講じることを求める。

また、都道府県又は市町村は、講じた措置及びその実施状況について自ら適時適切に点検・評価し、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても適時適切に点検・評価する。

- (3) 都道府県又は市町村は、検証委員会の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関、関係者に対し指導を行う。

第2 具体的な検証の進め方

1 事前準備

(1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は都道府県又は市町村に提出された事故報告等を通じて、以下の①から⑨の事項に関する情報収集を行う。

この場合、事務局は、必要に応じて施設や事業者等からヒアリングを行う。市町村が実施する場合は、都道府県の協力を得て行う。

- ① こどもの事故当日の健康状態など、体調に関すること等（事例によっては、家族の健康状態、事故発生の数日前の健康状態、施設や事業の利

用開始時の健康状態の情報等)

- ② 死亡事故等の重大事故に至った経緯
- ③ 都道府県又は市町村の指導監査の状況等
- ④ 事故予防指針の整備、研修の実施、職員配置等に関すること（ソフト面）
- ⑤ 設備、遊具の状況などに関すること（ハード面）
- ⑥ 教育・保育等が行われていた状況に関すること（環境面）
- ⑦ 担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の状況に関すること（人的面）
- ⑧ 事故発生後の対応（各施設・事業者等及び行政の対応）
- ⑨ 事故が発生した場所の見取り図、写真、ビデオ等

(2) 資料準備

- ① 「(1) 情報収集」で収集した情報に基づき、事実関係を時系列にまとめ、上記(1)の内容を含む「事例の概要」を作成する。
「事例の概要」には、その後、明らかになった事実を随時追記していき、基礎資料とする。
- ② 当該施設・事業所等の体制等に関する以下のアからオの内容を含む資料を作成する。
 - ア 当該施設・事業所等の組織図
 - イ 職種別職員数
 - ウ 利用こども数
 - エ クラス編成等の教育・保育体制等
 - オ その他必要な資料
- ③ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。
- ④ その他(検証委員会の設置要綱、委員名簿、報道記事等)の資料を準備する。

2 事例の内容把握

会議初回には、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の内容を以下の項目に留意し、把握する。

(1) 確認事項

- ① 検証の目的
- ② 検証方法（関係者ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、問題点・課題に関する提案事項の検討、報告書の作成等）

③ 検証スケジュール

(2) 事例の内容把握

- ① 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
- ② 疑問点や不明な点を整理する。

3 問題点・課題の抽出

事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事故等の重大事故が発生したのか、本事例が発生した背景、対応方法、組織の体制、その他の問題点・課題を抽出し、再発防止につなげる。

抽出の過程で、さらに事実関係を明確化する必要がある場合、事務局又は検証委員会によるヒアリングや現地調査等を実施する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき建設的な議論を行うことが期待される。

4 検証委員会における提言

事例が発生した背景、対応方法、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を講ずべき主体ごとに提言を行う。

なお、各施設・事業者等の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について、提言を行うことを考える必要がある。

その際、提言を受けた都道府県、市町村及び各施設・事業者等は、検証の全体の終結を待たずにできるだけ早急に具体的な措置を講じることも考える必要がある。

5 報告書

(1) 報告書の作成

- ① 事務局は、報告書に盛り込むべき以下のアからケの内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。
 - ア 検証の目的
 - イ 検証の方法
 - ウ 事例の概要
 - エ 明らかとなった問題点や課題

オ 問題点や課題に対する提案（提言）

カ 今後の課題

キ 会議開催経過

ク 検証組織の委員名簿

ケ 参考資料

② 報告書の内容を検討、精査する。

③ 検証組織は報告書を取りまとめ、都道府県又は市町村に提出する。

（2）公表

各施設・事業所等における死亡事故等の重大事故について検証を行うことは、その後の事故の再発防止に密接に関連するものであり、事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮しつつ、原則として検証結果は公表すべきである。

公表に当たっては、個人が特定される情報は削除するなど、プライバシーの保護について十分配慮する。

なお、公表の際には国に報告書を提出する。

（3）提言を受けての具体的な措置等

都道府県又は市町村は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について、自ら適時適切に点検・評価する。

また、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても、都道府県又は市町村が適時適切に点検・評価する。

第3 検証に係る指導監査等の実施について

1 死亡事故等の重大事故が発生した場合、必要に応じて事前通告なく、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。）に基づく指導監査、児童福祉法に基づく指導監査及び指導監督、子ども・子育て支援法に基づく指導監査（以下「指導監査等」という。）を実施する。

また、指導監査等の実施については、以下の「指導監査等の対象となる施設・事業、実施主体、根拠法及び監査指針等」を参照すること。

2 第2の1（1）の情報収集については、死亡事故等の重大事故の発生前までに実施した指導監査等の状況及び当該事故に係る指導監査等の結果を活用し、事実関係を整理する。

- 3 死亡事故等の重大事故が発生した各施設・事業に対する当該事故後の指導監査等においては、当該事故と同様の事故の再発防止策がとられているかなど、検証結果を踏まえた措置等についても確認すること。

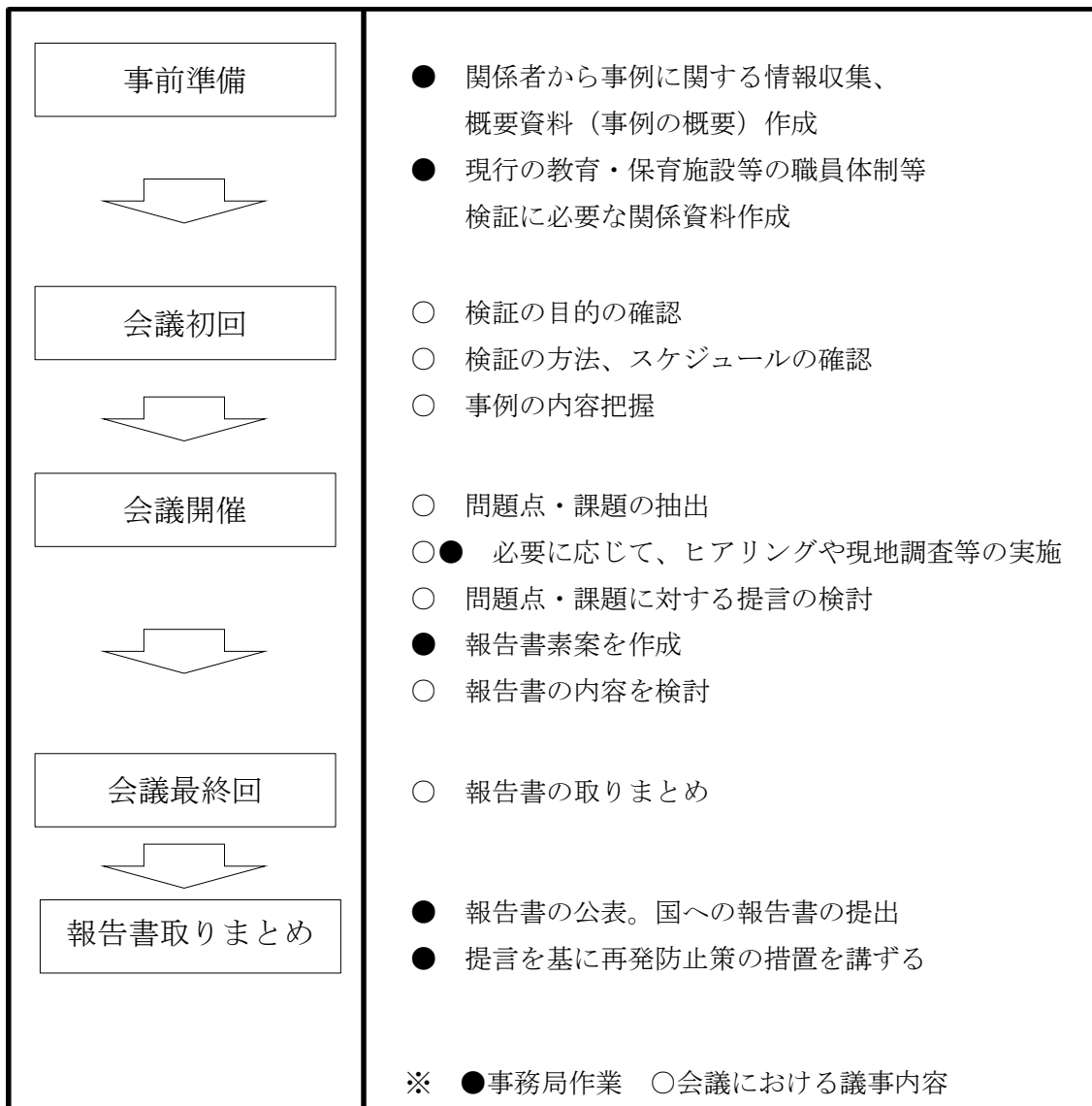
○ 指導監査等の対象となる施設・事業、実施主体、根拠法及び監査指針等

施設・事業	指導監査等の実施主体	根拠法	監査指針等
・ 特定教育・保育施設 ・ 特定地域型保育事業	市 町 村	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日、府子本第 390 号、27 文科初第 1135 号、雇児発 1207 第 2 号）
幼保連携型認定こども園(※)	都道府県 指定都市 中核市	認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日、府子本第 373 号、27 文科初第 1136 号、雇児発 1207 第 1 号）
保育所(※)	都道府県 指定都市 中核市	児童福祉法	児童福祉行政指導監査の実施について（平成 12 年 4 月 25 日、児発第 471 号）
地域型保育事業	市 町 村	児童福祉法	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成 27 年 12 月 24 日、雇児発 1224 第 2 号）
特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市 町 村	児童福祉法、 子ども・子育て支援法	児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の指導監査について（令和 7 年 11 月 28 日、こ成保第 633 号）
・ 認可外保育施設 ・ 認可外の居宅訪問型保育事業	都道府県 指定都市 中核市	児童福祉法	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 29 日、こ成保第 206 号）

(※) 上記の表のうち、幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県と市町村の双方が指導監査等を実施することになるが、この場合、都道府県と市町村は互いに連携して指導監査等を実施する。

(参考) 検証の進め方の例

検証は、以下の図のような流れで実施する。



【問合せ先】

- **事後的な検証全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）及び特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
TEL : 03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL : 03-6734-2966
- **特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び一時預
かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03-6858-0078
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL : 03-6858-0048
- **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支
援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL : 03-6861-0224
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL : 03-6858-0056
- **子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事
業）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL : 03-6861-0519
- **産後ケア事業に関すること**
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
TEL : 03-6862-0413
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133

事務連絡
令和8年3月30日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市一時預かり事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市病児保育事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童健全育成事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市母子保健主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁成育局母子保健課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた
取組の徹底について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力

いただき、ありがとうございます。

新年度となる4月は、こどもの新入園や進級、施設・事業所で勤務する職員の入れ替わりなど、教育・保育施設等の環境が大きく変わる時期であり、また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の全国実施に伴い、今後、こどもを新たに預かる機会の増加が予想されます。

預かり始めの時期は、環境の変化によるこどものストレスの増加などが懸念されますが、そうした状況下においても重大事故を未然に防ぐための取組を施設・事業所において職員の連携の下で実施することが求められます。

教育・保育施設等における事故防止については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月、以下「ガイドライン」という。）において、施設・事業者、地方自治体それぞれが取り組むべき事項を示していますので、新たに教育・保育に携わる職員を含めたすべての職員に対して、下記事項を踏まえたガイドラインの周知徹底を図っていただくようお願いします。

特に、重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥については、ガイドライン本文中の「重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について」を改めて施設・事業所に周知を図るとともに、各地方自治体においても、必要な取組を行っていただくようお願いします。

なお、子ども・子育て支援調査研究事業として、教育・保育施設等における事故防止のための調査研究を実施し、末尾に参考資料として示していますので、自治体・施設等における各種研修等で、これらの資料を幅広く御活用いただきますようお願いします。

記

1. 施設・事業者による事故防止のための取組

(1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

ア 睡眠中

(ア) 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。

何よりも一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

(イ) やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。

(ウ) ヒモ、又はヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。

- (エ) 口の中に異物がないか確認する。
- (オ) ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- (カ) こどもの数、職員の数に合わせ、定期的にこどもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。
- (キ) ほかにも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

【補足事項】

教育・保育施設等においては、これまでも、睡眠中に、うつぶせ寝の状態で見られる死亡事故が繰り返し発生している。そして、そのうち多くの事例においては、睡眠中のこどもの定期的な点検など、きめ細かな観察が行われていなかったことが明らかになっている。

また、睡眠中の死亡事故は預かり始めの時期に多く発生しているが、その要因について、根拠は明らかでないものの、自治体による検証報告では環境の変化によるこどものストレスがリスクとして指摘されている。また教育・保育施設等においても入所間もないこどもの発達状況の把握が十分でないことも要因のひとつと考えられる。預かり始めの時期はリスクが高いことを保護者と共に理解し、連絡を密にしてこどもの状況を把握し、こどもが徐々に環境に慣れるためにはどうしたら良いかを保護者と考え、家庭との連携・協力を密にすることが重要である。

なお、掛け布団の使用について、睡眠中の窒息事故防止のためには、1歳までは掛け布団を使用しないことが推奨されているが、教育・保育施設等においては、上記(カ)のとおり、定期的にこどもの睡眠状態を点検すること等が適切に行われることを前提として、重い掛け布団を除き一律に掛け布団の使用を否定するものではない。

イ 食事中

- (ア) ゆっくり落ち着いて食べることができるようこどもの意志に合ったタイミングで与える。
- (イ) こどもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）。
- (ウ) 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する。）。
- (エ) 汁物などの水分を適切に与える。
- (オ) 食事の提供中に驚かせない。
- (カ) 食事中に眠くなっていないか注意する。
- (キ) 正しく座っているか注意する。

【補足事項】

教育・保育施設等においては、これまでも、りんごやパン、ぶどうなどを食べたこどもの死亡事故等が発生している。令和5年度は、すりおろしたりんごを食べたこどもの事故、令和6年度は、焼き肉風炒め物等を食べたこどもの事故が発生している。こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

特にりんごは、咀嚼により細かくなっても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいため、(離乳食)完了期までは、やわらかくなるまで加熱して提供すること。

また、食事の提供に当たっては、保護者との連携を密にし、口腔機能の発達状況、アレルギーの有無、離乳の状況等の情報を聞き取り、職員間で共有するとともに、献立の作成、調理、検食、配膳、提供の各段階で確認を行う環境を整えることが求められる。

こども誰でも通園制度においては、保護者が「こども誰でも通園制度総合支援システム」(つうえんポータル)により、こどもの食事・アレルギー情報等を登録できることに加え、事前面談で得た情報は職員間で確実に共有すること。

令和6年度調査研究により、誤嚥事故防止のための各種啓発資料を作成しているので、施設・事業者等において活用されたい。

(2) 職員の資質の向上について

各施設・事業者においては、こどもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、すべての職員は、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)の実技講習、事故発生時の対処方法を身に付ける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。

施設・事業所での研修や職員会議などの機会に、こどもの発育・発達と事故との関係、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。

【補足事項】

ガイドラインを周知するため、令和5年度調査研究により作成した啓発資料は現場の意見を取り入れた、わかりやすく短時間でも要領をつかみやすいものであり、また、啓発方策(KYT(危険予知トレーニング))は、役職や勤務形態等を問わず、一人一人が事故予防について考え、発言するなどの手法によるものであり、ガイドライン等の浸透につながることが期待されるので、自治体や施設等で実施する研修などにおいて、積極的に活用されたい。(令和5年度調査研究参照)

また、令和6年度調査研究において、誤嚥事故を防止するためには、施設長が、リーダーシップ及びマネジメント能力を発揮し、率先して事故防止に取り組まなければならないこと、保育士等の常態的にこどもに接する職種だけではなく、献立を立てる栄養士や、食事を調理する調理員等、教育・保育に携わるすべての者が、事故防止意識を高いレベルで保持し、日々の業務に従事しなければならないことが示されており、事故防止意識を高めるため、研修のほか、掲示、回覧等、あらゆる機会において啓発資料の活用が期待される。(令和6年度調査研究参照)

2. 地方自治体による事故防止のための取組

(1) 職員の資質の向上について

ア 計画的な研修に係る取組として、都道府県は各施設・事業者の研修の機会を確保するとともに、市町村においては制度の実施主体として積極的に研修の機会を確保するよう努める。

イ 研修については、ガイドライン、事故のデータベース等の国が行う再発防止に関する取組、死亡事故等の重大事故の検証等の地方自治体が行う再発防止に関する取組、各施設・事業者の事故防止の取組や再発防止策の好事例の紹介、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン[®]の使用等）の実技講習等を内容とする。

ウ 施設・事業者に対し、地方自治体による研修の内容を参考に、ガイドラインに基づく具体的な指針等の策定をはじめとした自らに適した取組を行うよう助言・指導する。

エ 研修の機会の確保については、施設・事業者が自ら行う研修、地方自治体による研修（主催、外部委託、講師派遣）のほか、関係団体による研修、その他の団体が主催する研修等様々な主体による研修の紹介などを行う。

【補足事項】

ガイドライン等の浸透に向けた自治体の役割として、例えば、幼稚園と保育所の合同研修など、教育・保育施設等の中で合同研修を開催することで、教育・保育施設に関わるすべての職員に広く学習機会を提供することが考えられる。(令和5年度調査研究参照)

(2) 指導監査等の実施について

ア 事故の発生・再発防止の観点からも、施設監査（児童福祉法の認可権限に基づく指導監査（都道府県、市町村の取組）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく指導監査（都道府県、指定都市、中核市の取組））、確認監査（子ども・子育て支援法に基づく確認権限による指導監査（市町村の取組））、指導監督（児童福祉法に

規定する認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業に対する立入調査等の指導監督（都道府県、指定都市、中核市の取組）をガイドラインの記載内容、国が発出する文書等を参考としながら実施することとし、都道府県と市町村は必要に応じて連携して対応する。

イ 施設監査における一般指導監査や指導監督における通常の立入調査は、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要であるという視点から実施する。

ウ 死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れが認められる場合（こうした恐れにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）に行われる指導監査等については、事前通告なく行うことについて適切に判断し、重大事故の発生・再発防止に資するよう効果的な運用を行う。

（3）施設・事業者への周知と取組の推進について

ア 指導監査等のほか、国が発出する事故防止に係る通知等について、各施設・事業者へ周知し、事故発生防止に関する取組を推進する。

イ 施設・事業者に対し、日常的な助言・指導を行うことが効果的な事故の発生防止及び職員の資質向上につながると考えられることから、各施設・事業者の教育・保育等の方針や実施状況、指導監査等の実情も踏まえつつ、事前通告なく訪問し、こどもへの対応の方法、教育・保育の環境の状況、国が発出する事故防止に係る通知等に沿った教育・保育が実施されているかなどについて、巡回指導等を行うことが望ましい。

【補足事項】

自治体は、監査や巡回指導に当たり、補助的な役割を含むすべての職員が事故防止策を実行できるよう指導助言を行うことが期待される。その中で、教育・保育施設等の中でどのような研修が実施されているか確認した上で、補助的な役割の職員等を含むすべての職員が研修に参加できるよう助言することが望ましいと考えられる。（令和5年度調査研究参照）

【参考資料】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月）内閣府、文部科学省、厚生労働省
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
- 教育・保育施設等における事故情報データベース
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>
- 令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』（実施者：PwC コンサルティング合同会社）
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/accident-prevention-at-nursery-facilities.html>
- 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」（実施者：MS&AD インターリスク総研株式会社）
<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php#section5>
- ・ 令和6年度調査研究 啓発資料（教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表等）
https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2024_research_report_3.pdf
- ・ 令和6年度調査研究 啓発資料（おやつ選び方注意点・行事やイベント食の注意点）
https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2024_research_report_4.pdf
- ・ 令和6年度調査研究 啓発動画（具体的な加熱方法）
https://rm-navi.com/contents/pages/14/cooking_method_01.html

- ・ 令和6年度調査研究 啓発動画（食事の際の誤嚥事故防止対策－眠ってしまっただもへの対応－）

<https://ovp-player.smartstream.ne.jp/ms-ad-hd/output/player/4dedcd4f43ff4e5a97cd252b5dc1ad45/index.html?mp=7b24f6722a43471faa01587825910137&ts=1738287504>

- 赤ちゃんが突然亡くなる「SIDS」発症リスクをおさえるためにできることは（こども家庭庁）

<https://cdr.cfa.go.jp/contents/2024/03/>

- 食品によるこどもの窒息事故 防ぐための工夫とは？（こども家庭庁）

<https://cdr.cfa.go.jp/contents/2024/05/>

- 障害児支援における安全管理について（令和6年7月4日こ支障第169号こども家庭庁支援局長通知）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/25b66fba/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_14.pdf

【問合せ先】

- **ガイドラインに関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）及び地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係
[Tel:03-6861-0054](tel:03-6861-0054)
- **乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び一時預かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
[Tel:03-6858-0078](tel:03-6858-0078)
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
[Tel:03-6858-0056](tel:03-6858-0056)
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
- **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
[Tel:03-6861-0303](tel:03-6861-0303)
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
[Tel:03-6861-0224](tel:03-6861-0224)
- **子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
[Tel:03-6861-0519](tel:03-6861-0519)
- **産後ケア事業に関すること**
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
[Tel:03-6862-0413](tel:03-6862-0413)
- **障害児支援事業に関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関すること**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
[Tel:03-6734-2966](tel:03-6734-2966)